

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年5月22日
【会社名】	株式会社高島屋
【英訳名】	Takashimaya Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 木本 茂
【本店の所在の場所】	大阪市中央区難波5丁目1番5号
【電話番号】	06(6631)1101
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 山下 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町2丁目12番7号
【電話番号】	03(3668)7086
【事務連絡者氏名】	執行役員企画本部財務部長 山下 恭史
【縦覧に供する場所】	株式会社高島屋日本橋店 (東京都中央区日本橋2丁目4番1号)
	株式会社高島屋京都店 (京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)
	株式会社高島屋横浜店 (横浜市西区南幸1丁目6番31号)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2015年(平成27年)5月19日開催の当社第149回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2015年(平成27年)5月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき5円 総額1,772,791,950円

第2号議案 取締役11名選任の件  
取締役として、鈴木弘治、木本茂、肥塚見春、秋山弘昭、門田真司、高山俊三、村田善郎、松本靖彦、中島馨、後藤晃、鳥越けい子の11名を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件  
監査役として、鋤納健治、武藤英二、西村寛の3名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件  
補欠監査役として、菅原邦彦を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件  
当期末時の取締役10名に対し総額2,820万円(うち社外取締役3名に対し総額250万円)、監査役4名に対し総額510万円(うち社外監査役2名に対し総額160万円)の役員賞与を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	239,848個	7,311個	153個	92.7%	可決
第2号議案 取締役11名選任の件					
鈴木 弘治	237,327個	8,476個	1,511個	91.8%	可決
木本 茂	240,371個	5,432個	1,511個	92.9%	可決
肥塚 見春	240,450個	5,354個	1,511個	93.0%	可決
秋山 弘昭	240,448個	5,356個	1,511個	93.0%	可決
門田 真司	241,731個	5,431個	153個	93.5%	可決
高山 俊三	240,980個	4,824個	1,511個	93.2%	可決
村田 善郎	240,397個	5,407個	1,511個	93.0%	可決
松本 靖彦	242,265個	4,897個	153個	93.7%	可決
中島 馨	236,400個	9,405個	1,511個	91.4%	可決
後藤 晃	236,970個	10,192個	153個	91.6%	可決
鳥越 けい子	241,080個	4,725個	1,511個	93.2%	可決
第3号議案 監査役3名選任の件					
鋤納 健治	237,645個	8,652個	1,014個	91.9%	可決
武藤 英二	212,366個	33,932個	1,014個	82.1%	可決
西村 寛	246,087個	214個	1,014個	95.2%	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	246,071個	230個	1,014個	95.1%	可決
第5号議案 役員賞与支給の件	236,878個	10,055個	377個	91.6%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案、第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案、第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。